



○ 他法他施策を優先して適用し、その足らざるところを生活保護がカバーすることが原則であるが、現行の制度の建て方には、以下のような問題。

- ・ 医療扶助は10割額を生活保護で負担 (被保護者は国民健康保険に加入しない)。
※介護扶助は介護保険の一割負担と保険料のみを生活保護で負担。
- ・ 他法他施策と比較して、生活保護制度は国庫負担率が高く、整合を欠く。

[参考資料]

生活保護と関連する他法他施策の費用負担

保育	公立保育所	保育所の設置者である自治体の一般財源		
	民間保育所	国1/2	都道府県1/4	市町村1/4
			政令市、中核市1/2	
介護保険		保険料1/2	国1/4	都道府県1/8 市町村1/8
支援費 (施設訓練等支援費)		国1/2	都道府県1/4	福祉事務所を設置しない町村1/4
			市、福祉事務所設置町村1/2	
支援費 (居宅生活支援費)		国1/2	都道府県1/4	市町村1/4
			政令市、中核市1/2	
国民健康保険		保険料等1/2	国43/100	都道府県7/100
老人医療		保険者拠出金1/2	国1/3	都道府県1/12 市町村1/12
身体障害者の更生医療		国1/2	都道府県1/4	市町村1/4
精神通院医療		国1/2	都道府県、政令市1/2	

※一部負担等を除いた費用負担割合

住宅扶助の現状と今後の方向

現状

- 現行の住宅扶助基準は、家賃、敷金・礼金等の地域差を踏まえ、国が、都道府県・政令市・中核市ごとに設定
- 被保護者の住居の持ち家・借家・公営住宅等の利用割合にも地域差

- 借家、公営住宅等に被保護者が家賃を支払って居住することを前提とし、その実費を支給（現金給付）
 - ・ 生活指導や自立支援とのリンクが不十分
 - ・ 高齢者や障害者施策等、他の社会保障・福祉施策においては支援機能付き住宅・施設を活用する方向

- 国3/4、保護の実施自治体1/4の財政負担

方向

- 地域事情を的確に反映させ、実質的公平を期すため、**保護の実施自治体が基準を設定**（現金給付）

- 今後は、家賃の支給に加え、自立支援・就労促進のための機能を備え、地域資源を活用した住まいをも提供（現物給付）

- **保護の実施自治体の一般財源化**
※ 一時扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助も住宅扶助と同様の方向

住宅扶助の地域差の現状

家賃・敷金・礼金等の地域差

○ 専用住宅の1畳当たり家賃・間代

- ・ 全国平均:2,879円
- ・ 札幌圏:2,227円、関東圏:4,075円、京阪神圏:2,970円

○ 敷金、礼金

- ・ 関東圏:家賃の3~4ヶ月分程度
- ・ 関西圏:家賃の5~6ヶ月分程度

○ 住居の種類別被保護世帯割合

- ・ 全国平均
持ち家:9.1%、公営住宅:21.6%、
貸家貸間:55.6%、その他(入院・入所等):13.7%
- ・ 秋田県
持ち家:30.9%、公営住宅:12.9%、
貸家貸間:41.7%、その他:14.5%
- ・ 東京都
持ち家:1.9%、公営住宅:19.8%、
貸家貸間:62.0%、その他:16.2%

現行の住宅扶助基準

○ 47都道府県・14政令指定都市・35中核市ごとに、さらに1・2級地と3級地等に区分して408の額を設定

$$40^{※1} \times 3^{※2} \times 2 + 56^{※3} \times 3^{※2} = 408$$

- ※1 1・2級地と3級地に区分している自治体の数
- ※2 通常の場合、やむを得ないと認められる事情がある場合(1.3倍)及び7人家族以上の場合(1.2倍)の3通り
- ※3 1・2級地又は3級地のみの自治体の数

東京都(最も高い基準額)
53,700円

富山県(最も低い基準額)
21,300円

東京都内の全地域の家賃の平均値をベースとして算定しているため、この額では

- ・ 新宿区では6畳間未満となるのに対し、
- ・ 八王子市では12畳間以上の間取りも賃貸可能。

※平均家賃

新宿区	: 居室5.9畳以下	49,894円/月
同	: 同 6.0畳~11.9畳	69,066円/月
八王子市	: 居室5.9畳以下	40,490円/月
同	: 同 6.0畳~11.9畳	49,319円/月
同	: 同 12.0畳~17.9畳	50,564円/月

- ・ 家賃に差があるにもかかわらず、同一の基準にすると、借りることのできる住宅に実質的な不公平が起こりうる
- ・ 地域の住宅事情を的確に反映しない基準は、相対的に高い基準の地域への被保護者の流入を招く